

養殖業に係る適正取引推進ガイドライン（案）についての意見・情報の募集について

令和3年10月19日
水産庁栽培養殖課

この度、養殖業に係る適正取引推進ガイドライン（案）について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

水産庁では、水産政策の改革の一環として、養殖業について、国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売・輸出に至る総合戦略として、「養殖業成長産業化総合戦略」を策定しています。

養殖業の振興を図っていくためには、養殖業者と販売事業者の適正な取引を推進することが重要であることから、養殖業に係る適正取引を推進するためにガイドラインを策定するため、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 水産庁増殖推進部栽培養殖課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁増殖推進部栽培養殖課養殖成長産業化推進班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和3年10月19日～令和3年11月1日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

養殖業に係る適正取引推進ガイドライン（案）